

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成 1 4 年法律第 5 3 号				
不利益処分の種類	指定調査機関への改善命令	根拠条項	第 3 6 条第 3 項				
処 分 基 準	<p>(土壌汚染状況調査等の義務)</p> <p>第 3 6 条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壌汚染状況調査等を行わなければならない。</p> <p>2 指定調査機関は、公正に、かつ、第 3 条第 1 項及び第 1 6 条第 1 項の環境省令で定める方法により土壌汚染状況調査等を行わなければならない。</p> <p>3 環境大臣等は、前 2 項に規定する場合において、その指定に係る指定調査機関がその土壌汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に対し、その土壌汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次 NO	- 1